

議第4号 羽島市公共交通会議設置要綱の一部改正について

【趣旨】

道路運送法の改正(令和5年10月1日施行)に伴い、運賃を協議するための協議会を新たに設置するため、羽島市公共交通会議設置要綱の一部を改正する。

【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) コミュニティバス等の運行に関する事項_____</p> <p>(2) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 住民又は利用者の代表</p> <p>(5) <u>中部運輸局岐阜運輸支局</u></p> <p>(6)～(10) 略</p> <p><u>(運賃協議会)</u></p> <p>第10条 <u>交通会議は、地域の実情に応じた適切な運賃、料金等に関する事項を処理するため、運賃協議会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>運賃協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。</u></p> <p>(1) <u>羽島市</u></p> <p>(2) <u>当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者</u></p> <p>(3) <u>中部運輸局岐阜運輸支局</u></p> <p>(4) <u>住民又は利用者の代表</u></p> <p>3 <u>前項に掲げる委員のほか、他の自治体への乗り入れ等に伴う運賃を協議する場合、関連する自治体の職員を運賃協議会の委員とすることができる。</u></p> <p>第11条 略</p> <p>第12条 略</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) コミュニティバス等の運行に関する事項 <u>(運賃・料金等に関する事項を含む。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 住民又は利用者_____</p> <p>(5) <u>運輸行政監督機関</u></p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 略</p>

羽島市公共交通会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市附属機関設置条例（平成26年羽島市条例第2号）第2条の規定に基づき、羽島市公共交通会議（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に定める地域公共交通会議。以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) コミュニティバス等の運行に関する事項 ~~（運賃・料金等に関する事項を含む。）~~
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共交通の利便性の向上に関して、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 羽島市
- (2) 関係する一般旅客自動車運送事業者
- (3) 関係する一般旅客自動車運送事業者団体
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) ~~運輸行政監督機関~~ 中部運輸局岐阜運輸支局
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 道路管理者
- (8) 交通管理者
- (9) 学識経験者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び代理者)

第5条 交通会議に会長をおき、羽島市長又は羽島市長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、会務を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した委員及び委任状により代理の者を出席させた委員は、出席したものとみなす。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開にすることができる。

(書面等による議決)

第7条 会長は、次の各号に掲げる事項について、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができる。

(1) コミュニティバスの運行計画の変更

(2) コミュニティバスの経路の変更

(3) コミュニティバスのバス停の位置及び名称の変更

(4) 前各号に掲げるもののほか、軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項

2 前条第3項の規定は、前項の議決について準用する。この場合において、前条第3項中「出席者」とあるのは「書面等により回答した委員」と読み替えるものとする。

3 会長は、第1項の規定により議決を行ったときは、その結果を速やかに委員に報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議及び書面等において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当って必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他会長が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(運賃協議会)

第10条 交通会議は、地域の実情に応じた適切な運賃、料金等に関する事項を処理するため、運賃協議会を置くことができる。

2 運賃協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 羽島市

(2) 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者

(3) 中部運輸局岐阜運輸支局

(4) 住民又は利用者の代表

3 前項に掲げる委員のほか、他の自治体への乗り入れ等に伴う運賃を協議する場合、関連する自治体の職員を運賃協議会の委員とすることができる。

(庶務)

第~~10~~**11**条 交通会議の庶務は、羽島市生活環境部生活安全課において処理する。

(その他)

第~~11~~**12**条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

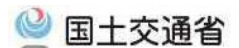
この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

乗合・乗用事業の協議運賃について (道路運送法改正 令和5年10月1日施行)

中部運輸局 岐阜運輸支局 令和5年11月10日



Chubu District Transport Bureau



今般の改正ポイント

1. タクシー事業の協議運賃制度創設

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）に係る協議運賃制度が新たに創設
地域の関係者間で協議を調えることで、柔軟な運賃設定が可能に

2. 運賃・料金の協議会設置について

【コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）及びタクシー事業 共通】

関係者間で協議を調える方法について、従来の地域公共交通会議に替えて、協議会を設置

◇構成員…市町村（又は都道府県）・事業者・運輸局・住民代表

3. 公聴会等の実施について

【コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）及びタクシー事業 共通】

住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を実施

◇あらかじめ、公聴会の開催、パブリックコメント募集等の実施が必要

道路運送法(昭和26年法律第183号)

乗合事業

【旧】

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。



【新】

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

運賃を協議するための協議会を新たに設置・・・構成員は以下4者

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

当該乗合事業者のみが参加

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

公聴会の開催等が義務付け

2

道路運送法(昭和26年法律第183号)

乗用(タクシー事業)

協議運賃にかかる条文を新設

【新】

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の三

運賃を協議するための協議会を新たに設置・・・構成員は以下4者

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該営業区域をその区域に含む市町村又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者

三 当該営業区域を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

当該タクシー事業者のみが参加

4 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

公聴会の開催等が義務付け

3

タクシーにおける協議運賃制度の創設

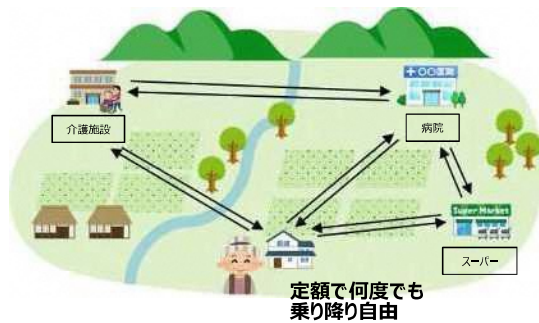
背景・必要性

- 路線バスについては、平成18年道路運送法改正により地域の関係者間で協議が調った場合に届出で運賃設定できる協議運賃制を導入し、コミュニティバスなど地域に根差した輸送サービスの提供に活用。
- 地域公共交通において、地域の関係者の連携・協働の一層の促進や地域に根差した輸送サービスの充実のためには、**タクシーの運賃**についても、**柔軟な運賃設定**を可能とすることが必要。

概要

- タクシーについて、**地域の関係者間の協議が調ったときは**、国土交通大臣への**届出**による運賃設定を可能とする**協議運賃制度**を創設。

タクシーの柔軟な運賃のイメージ



◎タクシー協議運賃は、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」上の特定地域・準特定地域 以外の地域が対象

(令和5年11月現在の岐阜県では、岐阜交通圏及び交通圏未設定の地域※が準特定地域として指定されておらず、協議運賃の設定が可能。)

※岐阜交通圏：岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、各務原市のうち旧川島町、羽島郡、本巣郡

※交通圏未設定の地域：郡上市、下呂市、関市のうち旧戸村、旧板取村、旧武芸川町、旧武儀町、旧上之保村、加茂郡川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村

運賃・料金の協議会について

法第9条第4項（乗合）／第9条の3第3項（乗用）の協議会

根拠	道路運送法（第9条第4項／第9条の3第3項）
設置目的	今般の法改正の趣旨を踏まえ、独占禁止法に抵触しない形で協議を行うために設置する。
協議事項	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する。
対象	一般乗合旅客運送／一般乗用旅客運送
構成員	市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合／乗用旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者
開催方法	独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、上記構成員以外の地域公共交通会議構成員を退室又は別室で行うなど十分注意する。対面による開催の他、書面による協議もできるものとする。



道路運送法

市町村又は都道府県は、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要がある。

公聴会等の手法

運送する路線等にかかる住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法としては、法令上、公聴会の開催は例示であり、以下の方法などが想定される。



①公聴会の開催
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



②パブリックコメントの募集
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



③市政広報誌への掲載
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



④アンケート調査
(住民)
(利用者)



⑤事業者団体へのヒアリング
(利害関係者)

※ () 内は想定する対象者

上記①、②、③はいずれかを実施、④と⑤は併せて実施することで道路運送法【第9条第5項（乗合）／第9条の3第4項（乗用）】を満たすものと考えられる。

運賃協議の流れについて(例示)

素案の検討

公共交通会議等で、運行計画等の協議とともに、運賃の素案を検討。



公聴会等の実施

運送する路線等にかかる住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める。

意見募集の手法（例示）

- ①公聴会
- ②パブリックコメント
- ③市政広報誌への掲載
- ④アンケート調査+事業者団体ヒアリング
- ⑤自治体ホームページへの掲載

(注) ③及び⑤については、意見の提出先を併記すること。



運賃協議会の開催

集約した意見とともに、運賃の内容を協議し、必要に応じて修正を加え、協議を調える。

協議会の構成員

- ①市町村又は都道府県
- ②運賃等を定めようとする一般乗合／乗用旅客自動車運送事業者
- ③運輸局（支局）
- ④関係住民の意見を代表する者として指名する者

※設置規程の整理が必要。
書面協議も可能。



運輸支局へ届出

※実施日の30日前までに届出